

内閣参質一九〇第四二号

平成二十八年二月十六日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 山崎正昭殿

参議院議員有田芳生君提出日朝ストックホルム合意に明記された人権人道課題などに関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員有田芳生君提出日朝ストックホルム合意に明記された人権人道課題などに関する再質問に  
対する答弁書

一について

お尋ねについては、内閣官房報償費の性格上、お答えを差し控えたい。

二について

御指摘の「1945年前後に北朝鮮域内で死亡した日本人の遺骨及び墓地、残留日本人、いわゆる日本人配偶者、拉致被害者及び行方不明者」の当事者及び家族・親族」の範囲が明確でなく、一概にお答えすることは困難である。

三について

お尋ねの「行方不明地別（都道府県別）」の意味するところが必ずしも明らかではないが、北朝鮮による拉致の可能性を排除できない者が最終的に行方不明となった場所については、これが明らかとなっているものではないこと等から、集計してお示しすることは困難である。

四について

お尋ねについては、先の答弁書（平成二十八年一月二十九日内閣参質一九〇第一九号）五についてでお答えしたとおりである。